

議案第 10 号

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 21 年 11 月 30 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

小中学校の児童生徒数の減少及び佐貫共同調理場の老朽化に伴い、当該施設を平成 21 年度末で廃止し、平成 22 年度から佐貫小中学校に提供する給食の調理を大貫共同調理場において共同して行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）

の一部を次のように改正する。

第2条の表中佐貫共同調理場の項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。